

日南市立吾田東小学校いじめ防止基本方針

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

児童に対して、学校内外を問わず、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、個々の行為が「いじめ」にあたるかどうかの判断は、いじめられた児童の立場に立って行う。

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努める。
- いじめを受けている児童をしっかりと守る。
- いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうるという認識のもと、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。
- 本校からはいじめを出さないという強い決意を涵養する。

(1) いじめの防止

いじめ問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えている。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指す。また、地域・家庭と一体となった取組を推進することが必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応である。日頃から、児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努める。その際は、学校の取組だけでなく、地域、家庭と連携した体制を整える必要がある。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは問題を軽視することなく、早期の段階で適切な対応を図るよう努める。その際は、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行う。また、いじめの解決に向けては特定の教職員が抱え込むのではなく、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応する。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」を設置する。
なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとする。

【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、
特別支援教育コーディネーター、関係教諭、その他（SSW等）

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮児童への支援方針決定

2 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

ア 児童が主体となった活動

- (ア) 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設ける。
- 異学年交流会の実施(ふれあい集会、縦割り読み聞かせ、交流給食等)
 - 学級活動等での話し合い活動の実施
 - 縦割り清掃活動の実施
 - ボランティア活動の推進(朝のあいさつ運動、吾田地区クリーン活動等)
 - 児童会による学校行事の企画運営

イ 教職員が主体となった活動

- (イ) 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指す。
- 一人一人の実態に応じた分かる授業の展開
 - 職員相互の授業研究会の実施(一人一授業)
- (ロ) 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、児童に寄り沿った相談体制づくりを目指す。
- 教育相談週間の設定
- (ハ) 教科の時間を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指す。
- 教科を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定(3年生以上に年間2時間学級活動として設定)
 - 外部講師による講演会の実施(7月に5・6年生が実施)
 - 特に特別の教科「道徳」においては、全学年完全実施を図るとともに、い

じめの問題も取り上げ、傍観者にもさせないという強い気持ちをもって指導を行う。

(エ) 家庭・地域ぐるみで、いじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進する。

- P T A総会での学校の方針説明
- 学校通信を活用したいじめの防止活動の報告
- 参観日(7月：6年生情報モラル、12月：全学年人権参観日)の実施
- 家庭教育学級等、保護者を対象とした研修会の開催

(2) いじめの早期発見

ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。

- 児童の発する具体的なサインの作成と共有

イ 定期的に教育相談週間を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指す。

- 教育相談週間の設定
- いじめの相談窓口の周知

ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケート調査を実施する。(年7回)

エ いじめ不登校対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図る。

- 職員会議での情報の共有
- 進級時の情報の確実な引き継ぎ
- 過去のいじめ事例の蓄積

(3) いじめに対する組織的な対応 ※別紙アクションプラン参照

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。
- いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。

イ 情報の共有

- アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合はいじめ不登校対策委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図る。

ウ 事実関係についての調査

- 速やかにいじめ不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定する。
- 児童及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ不登校対策委員会の職員のほか、児童が話をしやすいよう担当する職員を選任する。
- 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行う。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートの集計結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であるこ

とに留意する。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、市教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。
- 事実関係が把握された時点で、いじめ不登校対策委員会において、指導及び支援の方針を決定する。
- いじめ不登校対策委員会の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努める。

オ 関係機関への報告

- 校長は市教育委員会への報告を速やかに行う。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。

カ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たる。

イ ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。
(家庭内ルールの作成など)
- 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。
- 児童を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話を企画する。
- インターネット利用に関する職員研修を実施する。

ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努める。
- 不当な書き込みを発見したときには、状況を確認し、迅速にいじめへの対応を行う。また、書き込み状況を記録し、必要に応じて市教育委員会に相談しながらネット管理者へ削除を依頼する。

3 その他の留意事項

(1) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施する。

(2) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするた

め、P T Aや学校評議員、地域との連携促進や、学校運営協議会で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していく。

4 重大事態への対処

- (1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が市教育委員会に報告するとともに、重大事態調査に協力することとする。
 - 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・高額の金品を奪い取られた場合など
 - 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する
- (2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。
また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。
- (2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公開する。

学校いじめ防止プログラム

日南市立 吾田東小学校

月	未然防止				早期発見・早期対応		保護者・地域との連携
	学校行事	児童が主体となった活動	道徳や特別活動	職員研修	アンケートや教育相談等	いじめ不登校対策委員会等	
4	始業式 入学式 交通安全教室	縦割り清掃① 地区集会		学校基本方針の確 認と目標の共有	アンケートや 教育相談等	いじめ不登校 対策委員会等	保護者・地域 との連携
5	遠足	命を守る集会 運動能力テスト(縦割り班)	(特5年)仲間づくり 【道】友情、信頼		心のアンケート 教育相談	心のアンケートを行 い、児童との教育相談 を実施	参観日、学級懇談 (学級経営方針の説明) PTA総会 家庭訪問
6	避難訓練 (風水害)	縦割り清掃② 縦割り読み聞かせ①			心のアンケート 教育相談	↓	参観日、学級懇談
7	終業式		(特5年)非行防止教室 (SNSによるトラブル)	人権教育研修		隔週で学年会を実施 し、学年内の気になる 児童について学年で 情報共有	個人面談
8	始業式 避難訓練 (地震・津波)	結団式		取組の改善の協議		↓	
9	運動会	縦割り清掃③ 地区集会 応援練習	(特2年)みんな親切 (特6年)集団の一員 【道】親切、思いやり		心のアンケート 教育相談	毎月の児童理解委員 会(いじめ不登校対策委員会) で各学年のいじめ不 登校の状況を報告し、 組織的対応について 協議	参観日、学級懇談
10	市陸上教室 遠足(社会見学) 宿泊学習		(特1年)みんな友達 (特3年)みんな仲良く		心のアンケート 教育相談		学校基本方針について 保護者・地域アンケート
11	修学旅行 市音楽大会 鑑賞教室	縦割り清掃④ 吾田地区クローン活動	(特6年)差別と偏見		心のアンケート 教育相談		
12	終業式	縦割り読み聞かせ②	(特4年)仲間はずれをなくそう		県アンケート 教育相談		参観日
1	始業式	地区集会	(特2年)友達を大切に 【道】公正、公平	取組の改善の協議	心のアンケート 教育相談	※緊急の事案につい ては随時対策委員を 開催	
2	学習発表	縦割り清掃⑤ 縦割り読み聞かせ③	(特3年)男女なかよく (特4年)思いやりのある心		心のアンケート 教育相談		参観日、学級懇談
3	お別れ遠足 卒業式 修了式	地区集会	(特1年)気持ちのよい言葉	今年度の反省と次 年度取組事項の協 議			

資料 2

学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

(1) いじめの防止のための措置

学級担任等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成する。 ・ はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。 ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。 ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
生徒指導主事	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。 ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。
管理職	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。 ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。 ・ 児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。 ・ いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進する。

(2) 早期発見のための措置

学級担任等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。 ・ 休み時間・放課後の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。 ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。
生徒指導主事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。 ・ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。 ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認する。
管理職	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。 ・ 学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

(3) いじめに対する措置

① 情報を集める

学級担任等 養護教諭	<ul style="list-style-type: none">いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。 (暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける)児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
組織	<ul style="list-style-type: none">教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。その際、得られた情報は確実に記録に残す。一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

② 指導・支援体制を組む

組織	<ul style="list-style-type: none">正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。 (学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担)<ul style="list-style-type: none">いじめられた児童や、いじめた児童への対応その保護者への対応教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。
----	--

③-A 子供への指導・支援を行う

いじめられた児童に対応する教員	<ul style="list-style-type: none">いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
いじめた児童に対応する教員	<ul style="list-style-type: none">いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。不満やストレス(交友関係や学習、進路、家庭の悩み等)があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む。

学級担任等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。 ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。 ・ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。 ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。 ・ 指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

③-B 保護者と連携する

学級担任を含む複数の教員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。 ・ いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。 ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。
--------------	--

資料 3

いじめられた児童・いじめた児童に見られるサイン

1 いじめられた児童のサイン

いじめられた児童は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場 面	サ イ ン	チェック
登校時 朝の会	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。	
	教職員と視線が合わず、うつむいている。	
	体調不良を訴える。	
	提出物を忘れて、期限に遅れたりする。	
	担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。	
授業中	保健室・トイレに行くようになる。	
	教材等の忘れ物が目立つ。	
	机周りが散乱している。	
	決められた座席と異なる席に着いている。	
	教科書・ノートに汚れがある。	
	教職員や児童の発言などに対して、突然個人名が出される。	
休み時間等	用のない場所にいることが多い。	
	ふざけ合っているが表情がさえない。	
	衣服の汚れ等がある。	
	一人で清掃している。	
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。	
	持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。	

2 いじめた児童のサイン

いじめた児童がいることに気が付いたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン	チェック
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。	
ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。	
教職員が近づくと、不自然に分散したりする。	
自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童がいる。	

資料 4

教室や家庭でのいじめのサイン

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン	チェック
嫌なあだ名が聞こえる。	
席替えなどで近くの席になることを嫌がる。	
何か起こると特定の児童の名前が出る。	
筆記用具等の貸し借りが多い。	
壁等にいたずら、落書きがある。	
机や椅子、教材等が乱雑になっている。	

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン	チェック
学校や友人のことを話さなくなる。	
友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。	
朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。	
電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。	
受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。	
不審な電話やメールがある。	
遊ぶ友達が急に変わる。	
部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。	
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。	
理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。	
登校時刻になると体調不良を訴える。	
食欲不振・不眠を訴える。	
学習時間が減る。	
成績が下がる。	
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。	
自転車がよくパンクする。	
家庭の品物、金銭がなくなる。	
大きな額の金銭を欲しがる。	

いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）

段階	内容		だれが	なにを・どうする
1	うわさや訴えを聞いたとき	休み時間 放課後	学級担任	<ul style="list-style-type: none"> できるだけ多くの情報を収集する。 ●時間・場所・様相・被害者や加害者の名前、学級等 ●被害者や加害者を取り巻いている状況（人間関係・性格・立場等）を冷静に把握する。
	教師がいじめの現場を目撃したとき	いじめの場所	発見者	<ul style="list-style-type: none"> ●強い態度で「いじめ」をとめ、被害者を守る。 ●被害者から状況を聞くと共に、被害者が安心するような言葉を書け、落ち着かせる。 ●簡単な事情を聞き取り（名前・学年等）を行う。
2	うわさや訴えが事実と判明したとき	休み時間 放課後	学級担任 ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ 重↓ 学年主任 生徒指導主事 速やかに！ 事実確認後	被害者・加害者に対して教育相談を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ●「いつ・どこで・だれが・だれを・なぜ・どうした」のかを確認する。 ●加害者または周りの児童に対して指導を行い、再発防止の手立てをとる。 ●事の大小にかかわらず必ず記録をとる。 ●被害者・加害者双方の人間関係・家庭状況・友人関係・悩み等を把握する。 ※ 場合によっては、被害者の家庭を訪問し、事情を説明して家庭での様子を聞く。次に、加害者の保護者とも話し合う機会をもつ。 学年主任 → 生徒指導主事 → 教頭 → 校長
	事情を聞いたあと		発見者 学級担任 学年主任 生徒指導主事 速やかに！ 発見者より	<ul style="list-style-type: none"> ●被害者・加害者の学級担任及び生徒指導主事に速やかに連絡する。学級担任は教育相談を行う。 学級担任 → 生徒指導主事 → 教頭 → 校長
3	校長が、対策会議を開く必要性を感じたとき	いじめ対策会議（ケース会）	対策会議の構成職員 ・ 校長 ・ 教頭 ・ 教務主任 ・ 生徒指導主事 ・ 該当学級担任 ・ 学年主任 ・ 養護教諭 ・ 糊版コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> ●校長を中心に速やかに対策会議を開き、当該学級の担任より被害者・加害者より聞いた事実の背景とその経過について説明してもらおう。 ●いじめの事実を詳細に知り、今後の指導法を確認する。 ●学校・学年・学級担任として、それぞれが果たす役割分担を明確にし、連携のとれた指導法を話し合う。
4	全職員に知らせる必要があるとき	終礼 職員会 臨時職員会 児童理解会議	全職員	<ul style="list-style-type: none"> ●全職員が「いじめ」の事実を詳細に知り、対策委員会で話し合われた指導法と合わせ、今後の指導法・対応を協議し、共通理解・共通実践を図る。